

いわゆる「茶のしずく石鹸」製造物責任事件

【文献種別】 判決／京都地方裁判所
【裁判年月日】 平成30年2月20日
【事件番号】 平成24年（ワ）第1230号、平成24年（ワ）第3304号
【事件名】 損害賠償請求事件
【裁判結果】 一部認容、一部棄却
【参照法令】 製造物責任法3条・5条
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25560273

事実の概要

1 本件は、分離前相被告株式会社悠香（以下「悠香」という。）と被告株式会社フェニックス（以下、単に「被告フェニックス」という。）が製造し販売した化粧石鹸（以下、「本件石鹸」という。）にアレルギー感作を生じさせる成分が含まれていたため、本件石鹸を使用した原告らが小麦依存性運動誘発性アレルギーとなり、小麦摂取後の運動で、アナフィラキシー、アナフィラキシーショック症状を起こすなどし、生命の危険にさらされ、小麦摂取の困難、制限、摂取後の安静など日常生活、就労において各種制限を受けることとなったとして、本件石鹸を製造販売した悠香、被告フェニックス及びアレルギー感作を生じさせる成分を製造した被告片山化学（以下、「被告片山」という。）に対して、製造物責任法3条に基づき、上記一切の損害を包括する慰謝料等として、1人550万円から880万円の損害賠償（遅延損害金を含む。）を請求した事案である。

2 提訴後、原告らはいずれも悠香と和解して解決金を受領したため、悠香に対する原告らの訴訟はすべて終了した。原告らとともに提訴した者は、被告フェニックスとの間でも和解し、被告片山に対する訴えを取り下げたので、これらの者の訴訟は終了した。原告らは、悠香から和解金を受領したことを理由として、請求を一部減縮した。なお、その後悠香は、被告らに補助参加したが、弁論終結後補助参加の申出を取り下げた。

3 争点の要旨と当事者等の主張は次のとおりである。まず、①本件石鹸に製造物責任法上の欠陥があるか（争点1）。原告らは、その目的にそっ

た通常の方法で使用したにもかかわらず、本件アレルギーを発症したので、本件石鹸は、製造物責任法2条2項にいう「通常有すべき安全性を欠き、製造物である石鹸やその組成物質が多数の消費者の身体等に重篤な被害をもたらしたので当該石鹸等に設計上の欠陥が、被害について指示・警告が適切にされていないので指示・警告上の欠陥があるとした。これに対し、被告フェニックスは、本件石鹸の特性（アレルギー発生の内在的危険性）、本件石鹸を引き渡した時期（本件石鹸製造当時の科学技術水準・被害発生防止装置の技術的実現可能性など）、本件石鹸の効用、本件石鹸の表示に照らせば、本件石鹸に欠陥はないなどと全面的に争った。次に、②引渡し当時、本件石鹸に欠陥があることを認識できたか（争点2）。被告フェニックスは、本件アレルギーは、引渡し当時の科学又は技術的知見によっては認識しえない新たな抗原に基づく全く新規のアレルギー症状で、開発危険の抗弁が認められるべきであると主張した。③グルパール19S（以下、「19S」という。）に製造物責任法上の欠陥があるか（争点3）。原告は、19Sはその保湿性から加えられた原材料に過ぎないのに本件アレルギーをもたらす危険性を有しており、石鹸の原材料としての通常有すべき安全性を欠いている、また、危険性・有害性を指摘していないから指示・警告上の欠陥があるなどと主張した。これに対し被告片山は、19Sは有用な製品で完成品製造業者において欠陥のない完成品を製造・加工することが期待できるから19Sに欠陥はないなどと主張した。④引渡し当時、グルパール19Sに欠陥があることを認識できたか（争点4）。被告片山は19Sにつき開発危険の抗弁を主

張した。⑤損害の有無・範囲（争点5）。原告らは、各原告の症状等に応じた慰謝料としての包括一律請求が妥当であるとするが、悠香は裁判の客観性が客観的証拠等により確保される必要があるなどとしてこれを争った。⑥過失相殺・素因減額（争点6）。悠香は5割の過失相殺と5割の素因減額を主張し、原告らはこれを争った。

判決の要旨

1 本件石鹸の欠陥の有無（争点1）

「エ 石鹸が消費者の身体、健康に大きな被害をもたらすようなことがあってはならない。そのことは、製造者と消費者の間では、社会における約束事となっており、いわば製造者は、消費者に対し、石鹸がそのような危険をもたらすものでないことを保証しているといえることができる。本件石鹸によるアレルギー発症による被害の程度は、小麦を摂取し、家事程度の軽度の運動をただけであったり、特段の運動負荷がなくても、相当程度の割合で呼吸困難や嘔吐・下痢等のアナフィラキシーやアナフィラキシーショックを引き起こし、これらに至らないまでも全身蕁麻疹を引き起こすこともあるというものである。発症した場合の症状の重さというまでもないが、現代社会において、小麦成分は多数の食品に含まれており、小麦を一切摂取しない食事を継続することは極めて困難が伴うものであるところ、本件アレルギー発症により、小麦成分を摂取した場合に備えて運動等を控えることも必要になると考えられ、個別に差はあるが、本件アレルギー発症による生活上、就労上の制約は大きい。

オ 本件石鹸によって本件アレルギーを発症した者の使用者に占める割合は、証拠上明らかでない。……しかし、欠陥の判断にあたって、被害発生蓋然性を被害の程度と切り離して考慮することはできないのであって、本件アレルギーが、人によりアナフィラキシーショックをもたらす、生命の危険にかかわるものであること、本件アレルギー発症による社会生活における影響が大きいことからすると、蓋然性の低さのみを取り上げて、欠陥がないとすることはできない。そして、被告フェニックスが製造し、悠香が平成16年3月から平成22年9月までに販売した本件石鹸は約4,650万個、販売対象となった顧客は悠香が自認

するところでも約455万人に及ぶ。このような製造物の販売規模からすると、危害発生の頻度が低かったとしても、その点を重視することはできない。被告フェニックスらは、本件が社会問題化して、従来の成分のままの販売は取りやめたが、問題の発覚や周知が遅れば、さらに被害が拡大するおそれがあった。

カ 一方、本件石鹸の表示は、接触性皮膚炎による皮膚アレルギーを前提とした注意を喚起する表示であり、本件アレルギーの可能性等を示唆するものではなかった。当該表示は、本件石鹸の使用者にとって、本件アレルギー発症を回避するに十分なものではなかった。

キ 以上の諸事情を総合すると本件石鹸には欠陥があるというべきである。」

2 本件石鹸の欠陥に係る開発危険の抗弁（争点2）

「『科学又は技術に関する知見』は、製造物の欠陥の有無を判断するのに適した、入手可能な最高水準の知見であることが必要であり、科学技術に関する知識、経験、実験等によって社会的に確立された知識の総体であると解するのが相当である。知見は、社会的に存在した知識の総体であることが必要であるが、そのような考え方、知識に対して学問的に異論が提起されていないとか、そのような考え方、知識の詳細が科学的に証明されたものであることまでは必要でなく、しかし、知識、経験、実験等によって裏付けられ、特定の科学、技術の分野において認知される程度に確立したものであることは必要である。また、開発危険の抗弁における知見は、欠陥を構成する事象そのものに対する知見であることを必要とせず、各種知見を総合し、欠陥が認識し得るものであれば、認識可能性がなかったとはいえないと解すべきである。」

本判決は、本件石鹸の欠陥の認識可能性について、「石鹸は通常皮膚に塗布して使用するものであるから、開発危険の抗弁が認められるためには、本件石鹸の使用により、経皮経粘膜でグルパール19Sに感作し得ることの認識可能性がなかったことが必要である」としたうえで、アレルギー、皮膚バリア構造等の本件石鹸引渡し時（当時の）の科学・技術の知見についての検討結果から、19Sは分子量が五、六万ダルトンであるが、当時の化合物の経皮吸収されるためにはその分子量が

500 未満でなければならないとする 500 ダルトンルールは 500 ダルトンを超える物質について、経皮吸収性を全く否定したものではないこと、経皮的吸収経路として毛孔、汗孔を経由しての吸収による感作の可能性が認識の対象外であったといえないこと、ラテックスアレルギーと同様、条件次第で経皮（経粘膜）的感作可能性があり、当時、本件石鹸を洗顔等に使用した場合に、その使用者が、本件石鹸に含まれている 19 S に経皮（経粘膜）的に感作しえることを認識することができなかったとはいえないこと、当時、ラテックスフルーツ症候群が知られており、ある物質に経皮的に感作した後、経口摂取した食物にアレルギー反応を示すことがあることは知見として存在し、19 S について経皮（経粘膜）的に感作した後、小麦を経口摂取してアレルギー反応を起こしえると認識することができなかったとはいえないこと、当時、同種食物のたんぱく質間に交叉抗原性があることが知られており、19 S に感作した者が交叉反応を起こして、小麦アレルギーを発症することを認識することができなかったというはできないこと、当時、19 S に感作した後、交叉反応を起こして、相当程度の割合でアナフィラキシーないしアナフィラキシーショックを引き起こす小麦依存性運動誘発性アレルギーを発症しうることを認識することができなかったとはいえないことを総合すれば、当時本件石鹸の欠陥を認識できなかったといえないから、本件石鹸の欠陥につき、開発危険の抗弁が認められるというはできないとした。

3 19 S の欠陥の有無（争点 3）

本判決は、19 S を同じ量配合した化粧石鹸では本件アレルギーを発症したことはなく、19 S が配合された化粧品・医薬部外品での小麦アレルギーの発症件数が本件石鹸に比して極めて少ないこと、19 S は、化粧品・医薬部外品の原材料としてだけでなく、食品や食器洗剤等の原材料として使用されるなど、19 S が使用される完成品やそれに配合される成分等は極めて広範囲に及び、そのような原材料の製造業者において、すべての完成品等を想定してその用途すべてに安全性を確保した原材料を作ることは極めて困難なこと、19 S を使用するのには、完成品製造物に関し専門的知識・経験を有する製造業者であり一般消費者ではないこと、被告片山は、原材料製造業者とし

て、19 S の具体的構造、性質、特徴及び 19 S に関して認識した諸事情を表示したものであるということができ、安全性を保証したり虚偽の説明をしたとの証拠はないことなどを挙げ、19 S に欠陥があったということはできないとした。

4 欠陥の発生により原告らが受けた損害の有無及び範囲（争点 5）

「原告らは損害の発生により、精神的苦痛を受けたことはもとより、……休業損害等を含むものとして各損害賠償請求をするが、個別の財産的損害について主張立証がない以上、本訴において、証拠に現れた事情をもとに、各原告の受けた精神的苦痛に対する慰謝料として認容すべき額を定めるほかない。」としたうえで、本件アレルギーに罹患していた期間に応じ、65 か月の場合を慰謝料 160 万円とする基準を示し、アナフィラキシーショックの場合に 80 万、意識喪失の場合に 50 万円を加算するなどして慰謝料額を算定した。

5 過失相殺・素因減額事由の有無（争点 6）

「本件アレルギーの発症につき、アトピー素因等原告らの素因が関与していることを認めるに足りる証拠はない。」として素因減額を否定し、また、過失相殺も否定した。

判例の解説

一 本判決は、いわゆる茶葉エキスをを用いた石鹸を使用したことによりアナフィラキシーないしアナフィラキシーショック症状を引き起こすなどのアレルギーが生じたとして本件石鹸の製造会社、販売会社及び本件茶葉エキス原材料製造会社をいずれも被告とし、製造物責任法第 3 条に基づき、損害賠償を請求した製造物責任訴訟の京都地裁における判決である。同様の訴訟は、東京地裁や福岡地裁などにも提訴され、判決がなされている（東京地判平 30・6・22 刊行物未登載、福岡地判平 30・7・18 刊行物未登載）。本件石鹸は、平成 16 年 3 月から平成 22 年 9 月まで約 4,650 万個販売され、販売対象となった顧客は悠香が自認するところでも約 455 万人に及び、本件被害の発生が社会問題化したものである。

二 本判決は、現代社会における製造物責任の意義について、「現代社会においては、多数の複雑な化学成分を含む製品が、食品、家庭用品とし

て消費者の身近に多数存在する。その成分の性質や合成に係る製品の安全性が保証されないとすると、日常生活に支障をきたすことはもちろんであるが、製造者に対する信頼は失われ、当該製造者の事業自体が危殆に瀕することになる。……その製品の性状、性質及び効能からして、本来の用法に従って使用する限り人体に大きな侵襲をもたらすものでないこと、製造者においてそのような配慮をもって製造していることを消費者は期待、信頼しており、その期待、信頼は不合理なものではなく、法的保護に値するものである。」とし、製造物責任が無過失責任であることの根拠を、安全な製品が製造、流通におかれることを消費者が期待、信頼しているところに求め、判旨のとおり、本件石鹼の欠陥を認めている。

なお、被告らは、引渡し時での技術水準では本件アレルギーの発症は予見しえず、これを前提とする回避もできなかったとの主張に対しては、「しかしながら、製造物責任法4条が『当該製造物をその製造業者が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと』を抗弁として定めたことからすると、当時の技術水準に基づく予見可能性や結果回避可能性の有無を欠陥の判断要素とすることは、製造物責任法の論理的構造に反すると解される。」としたうえで、欠陥の有無に関し「引渡し当時の技術水準」を考慮するに当たっては、欠陥の予見可能性を一応前提として、その欠陥なくして同等の効用を実現する代替設計の技術的可能性を考慮するのが相当であるとし、本件のような重篤なアレルギーを発症しない同等の製品を製造することは可能であったとした。

三 本件では、開発危険の抗弁が成立するかも大きな争点とされた。開発危険の抗弁とは、製造業者において、製造物が流通におかれた時点における「科学又は技術に関する知見」では、欠陥の存在を発見できなかった場合に、製造業者の責任を免除するものである。ここでは、問題は何か「科学又は技術に関する知見」であるかであるが、本判決は、判旨のとおり「製造物の欠陥の有無を判断するのに適した、入手可能な最高水準の知見であることが必要であり、科学知識に関する知識、経験、実験等によって社会的に確立された知識の

総体であると解するのが相当である。」とする。立法担当者や通説的な見解を取るものである。しかし、本判決は、「開発危険の抗弁における知見は、欠陥を構成する事象そのものに対する知見であることを必要とせず、各種知見を総合し、欠陥が認識し得るものであれば、認識可能性がなかったとはいえないと解すべきである。」として、欠陥を構成する事象そのものに対する知見に限定せず、各種知見を総合して欠陥を認識しうる場合も認識可能性はないとはいえないとして、知見の範囲を広く取ることにより欠陥の認識可能性を判断するという方法を採用している。

四 製造物責任法の対象は、製造又は加工された動産とされており、完成品の原材料が欠陥だといえる場合には原材料の製造業者も製造物責任を負う。本判決は、完成品である本件石鹼に欠陥があるとしながらも、その原因となった19Sについては、石鹼だけでなく食品や洗剤等広範囲の製品に使用される原材料であることやその使用者が知識経験を有する専門業者であることなどを理由に、19Sは欠陥品ではないとした。なお、欠陥品ではないので、19Sについての開発危険の抗弁は判断されていない。このほか、アレルギー体質であることの素因減額や過失相殺の被告らの主張が否定されている点についても注意を要する。

五 本件では、損害について、原告らは具体的な損害項目の個別損害積み上げ方式ではなく、慰謝料による包括一律請求をしており、裁判所は個別の財産的損害の主張立証がない以上、慰謝料により損害額を決めるしかないとしてこれを肯定する。本判決は、基準額を判旨のとおり170万円として計算し、既払い金を含めて140万円ないし240万円の慰謝料を認めている。これに対し、前記東京地裁の判決は、基準額を100万円として既払い額も含めて100万円から200万円の慰謝料を認め、前記福岡地裁の判決は、基準額を250万円とし、275万円から330万円を認容額としている。同じ本件石鹼による被害だが、裁判所により慰謝料額は相当程度の差があるものとなっている。

弁護士 田島純蔵